稲生家所蔵勢州桑名城引渡関係文書について

――幕府使番稲生七郎右衛門正興・桑名城主松平下総守忠堯の城引渡関係文書を中心に――

児玉典久

はじめに
一、旗本稲生家と幕府使番稲生正興について
二、勢州桑名・武州忍・奥州白河三方領知替えについて
三、稲生家所蔵桑名城引渡関係文書について
㈠稲生家所蔵桑名城引渡関係文書の概要（一覧）
㈡〈史料〉幕府使番稲生正興関係文書
㈢〈史料〉桑名城主松平下総守忠堯城引渡関係文書
まとめにかえて

はじめに

本館に寄託されている稲生家文書は、江戸期以降稲生家の小石川旧邸に所蔵されていたが、第二次大戦の戦禍を逃れて、旧知行所の入間郡多和目村[1]正信庵[2]に移され、本文書館の開館に伴ない、昭和四十四年原蔵者稲生正康氏から直接本館に委託されたものである。

その後、昭和四五年近世史料所在調査報告5として文書目録が本館より刊行され、本館を代表する貴重な旗本史料となっている。文書点数は一二九一点にのぼり、内容的に㈠知行関係史料㈡旗本稲生家関係史料㈢役儀関係史料[3]に分類されている。今回紹介するのは役儀関係史料のうち、稲生正興が幕府使番[4]として上使[5]を勤めた文政六年桑名城引渡関係文書である。これらの文書は、同年の勢州桑名、武州忍、奥州白河三藩による三方領知替にともなうものである。

註

(1) 現坂戸市。県南部。高麗川流域の毛呂山丘陵東端部、低地、台地に位置する。

(2) 稲生家代々の菩提寺。

(3) 今回とりあげた使番関係以外に、留守居年寄衆・清水家附家老・大目付・日光奉行関係の文書が所蔵されている。これらの文書の概要については、重田正夫氏「埼玉県立文書館の収蔵文書について」（古文書研究第27号）の報告もある。

(4) 江戸幕府の職名、全国統治上の視察・監察を主要な役職とした。二条大阪・駿河・甲府城など幕府直轄の要地の目付・両番とともに藩領地の視察、将軍の代替りごとの諸国の巡察、城郭の受取引渡しの際の監理などに任ぜられた。若年寄支配。役料五〇〇俵、役高は一〇〇〇石。定員は文化年間以降五・六〇名程度。

(5) 江戸幕府ならび藩などで、主家から上意を伝えるために家臣などへ派遣される御使をいう。江戸幕府では老中・奏者番・使番・小姓あるいは高家・側衆などが時に応じて、その役目を勤めた。

一　旗本稲生家と幕府使番稲生正興について

稲生家は三河譜代の旗本であり、稲生家系譜（稲生家文書No.342）によると、藤原鎌足の末流で、その14代後平賀十郎俊親の5代後平賀次郎左衛門光定のとき、尾張国春日井郡山田荘稲生村に住し家号とし、その5代後稲生七郎右衛門光房のとき、三河国に移り、その子光実は家康の父松平広忠に勤仕している。光実以降の稲生家の歴代は別表の通りであり、正倫以降のほとんどの当主は七郎右衛門を名のっている。光正のとき、武蔵国高麗郡（後入間郡）多和目・和田[2]善能寺、同国足立郡円[3]笠木・[4]堀崎計五ヶ村五〇〇石を知行し、その後替地や加増が行われ、正盛以降は一五〇〇石を知行している。また江戸城勤番として重要な役職についている。とくに今回とりあげる正興は、使番をはじめ、日光奉行、大目付、清水附家老などを歴任している。正興の使番就任について、系譜には次の通り記されている。

表1　旗本稲生家歴代一覧表　（稲生家系譜No.342により作成）

歴代当主	生年～没年	知行高	主な功績
光実			広忠に勤仕
正吉			広忠・家康に勤仕
吉重			家康に勤仕
光正	～慶長17年(1612)	500石	家康に勤仕。武田勝頼討伐に功をあげ、三州和泉村に300石、遠州に200石拝領。天正18年(1590)家康の関東入国により、武蔵国高麗郡多和目、和田、善能寺3ヵ村(後入間郡)に350石余、同国足立郡円笠木・堀崎両村に144石余、計500石の地に替地。
正信	～正保2年(1645)	700石	下総国内に新恩200石賜い、計700石知行。寛文9年（1669）下総国釆地分を替地。
正倫	寛永3年(1626)～寛文6年(1666)	700石	寛文5年（1665）3月、長崎奉行
正盛	～元禄13年(1700)	1500石	天和2年（1682）4月、上野国・下野国に500石加増。元禄10年(1697)下総国に300石を給い、計1500石を知行。
正房	～宝永2年(1705)	1500石	
正明	元禄13年(1700)～享保元年(1716)	1500石	
正延	～安永6年(1776)	1500石	元文2年(1737)正月使番。享保2年(1742)9月久能山御宮普請御用。
正喜	享保13年(1728)～安永5年(1777)	1500石	安永5年（1776）4月、家治の日光社参に従う。
正静	～享和2年(1802)	1500石	安永9年（1780）武州入間郡の釆地を割ちて、上野国内に替地。
正興	天明2年(1782)～文久3年(1863)	1500石	文化6年(1809)進物番勤仕。文化14年(1817)使番。文政6年(1823)4月、勢州桑名城御用命ぜられる。天保8年(1837)4月、日光奉行。天保13年(1842)12月、大目付。弘化4年(1847)3月清水附家老に転ずる。安政5年(1858)5月、留守居年寄衆に転ずる。
正行	文政6年(1823)～明治22年(1885)	1500石	

（前略）　文化十四丁丑年（一八一七）正月十一日御使番被　仰付同年十二月十六日
布衣被仰付候旨於芙蓉之間御老中御列座青山下野守[5]（忠裕）殿被　仰渡、
文政六癸未年（一八二三）四月十六日勢州桑名城引渡御用可相勤旨、於御右筆部
屋椽側若年寄衆御列座京極周防守[6]（高備）殿被　仰渡、同年八月十五日桑名
表江之御暇被　仰出　　御目見仕蒙　　上意金三枚拝領仕、同九月
十七日出立、同廿八日桑名城松平越中守[7]（定永）江引渡、十月七日帰府仕翌
八日　御黒印、御朱印、御下知状於松溜返上同月十五日桑名城引
渡御用無滞相勤帰参之　　御目見仕蒙上意　（後略）

註

(1) 現坂戸市。県南部越辺川と高麗川にはさまれた低地・自然堤防上に位置する。
(2) 同。越辺川と高麗川にはさまれた台地上に位置する。
(3) 現大宮市。県東部、綾瀬川右岸の大宮台地の一部と綾瀬川流域に開けた沖積低地の一部からなる。
(4) 綾瀬川と荒川にはさまれた大宮台地上に位置する。
(5) 青山下野守忠裕。老中、在職期間（文化元～天保6）丹波国篠山藩主。
(6) 京極周防守高備。若年寄、在職期間（文化9～文政11）丹波国峯山藩主。
(7) 松平越中守定永。久松松平家。松平定信の子。（11万石）

二　勢州桑名・武州忍・奥州白河三方領知替について

文恭院御実紀によると文政六年三月中に、この三方領知替について次の通り記している。「陸奥国白川（河）城主[1]松平越中守定永は伊勢国桑名城へ。桑名城主[2]松平下総守忠堯は武蔵国忍城へ。忍城主[3]阿部鉄丸正権は白川城へ遷移せしめらる。」以上のように文政六年度のこの三方領知替は上級譜代大名間の転封であり、これから紹介する史料もそのことを念頭においてみることが必要である。

註

(1) 白河から桑名への移封に関しては、家臣渡辺平太夫政通の記した「移封記」（桑名市教育委員会）が翻刻されている。
(2) 奥平松平家。（10万石）。桑名から忍への移封に関しては、長谷川宏氏により「勢州桑名ヨリ忍エ御得替諸事覚帳」が翻刻されている。
(3) （10万石）。阿部家に関しては、学習院大学史料館所蔵「奥州棚倉藩主阿部家文書」がある。

三　稲生家所蔵桑名城引渡関係文書について

(一) 稲生家所蔵桑名城引渡関係文書の概要

桑名城引渡関係文書は別表の通り四〇点（同一文書除く）である。分類としては便宜上、大きく(1)幕府使番稲生家関係、(2)桑名城主松平下総守家関係、(3)白河城主松平越中守家関係の大項目に分け、その中をさらに、A役儀向若年寄・老中ェ伺書、B両留守居ェ申渡書、C両留守居ョリ伺書・答書、Dその他稲生家関係、E城引渡差出文書・絵図・手続書、Fその他松平下総守家関係、G城受取差出文書、Hその他松平越中守家関係の小項目に分けた。以下、それぞれの項目について、文書の概要を述べてみたい。

(1) 幕府使番稲生家関係

A 役儀向若年寄ェ伺書

ここには、若年寄配下使番として、桑名城引渡上使を命ぜられた正興が、職務を執行する上での若年寄・老中への伺書、届書、願書等をおさめた。**史料1**勢州桑名城引渡御用ニ付音物伺書（No.120）は松平下総守・越中守両家から正興へ贈られた音物について受納してよいかの伺書であり、祝儀・御機嫌伺・暑中見舞などの名目で干鯛一折・樽代三百疋などが使番稲生・大島両家へ贈られている。**史料2**伊勢国桑名城引渡御用ニ付諸伺幷御届案（No.125）は、桑名・忍・白河三城への使番6人の誓詞、桑名ニ召連人数伺書、引渡定日伺書、御暇伺書、久能山拝礼願書、松平下総守藩内助成講一件届書などの写や案文からなっている。これらの史料から、城引渡上使を命ぜられてから解かれるまでの使番正興の動向をしることができよう。

B両家留守居ェ申渡書

史料3両家留守居ェ申渡書付（No.122）は、城引渡側としての松平下総守家の差出すべき文書・絵図、城受取側としての松平越中守家の差出すべき文書を両家留守居へ申渡したものである。とくに、城引渡側としての下総守家の差出すべき文書（項目）はおよそ30項目にもわたっている。

C両家留守居ョリ伺書・答書

城引渡・受取側として差出すべき文書・絵図の作成において、その書式・紙質、形態等についての両家留守居からの伺書の写であり、使番正興の答書が加筆されている。

Dその他稲生家関係

史料10〔桑名城引渡派遣書〕（No.671）は、正興と大島雲四郎が使番として、桑名城引渡御用を命ぜられたことを示すものである。**史料9**桑名城引渡御用行列附は、幕府方城引渡上使を任された使番稲生家一行の行列配置を示したものであり、使番旗本の軍役負担の規模を推察することができよう。

(2)桑名城主松平下総守家関係

E城引渡差出文書・絵図、手続書

ここには、使番よりの申渡書（No.122）にもとづいて、桑名城主松平下総守が差出した桑名城引渡引継文書、絵図ともいえる内容のものをおさめた。そのほとんどは、幕藩体制下における譜代桑名藩（桑名城）のもつ軍事的財政的特色を示すものである。また、使番が桑名に到着する九月二十六日から、城見分の二十七日、引渡当日二十八日の日程や手順を記した手続書もおさめた。**史料12**桑名城引渡差出文書ニ付覚（No.656）は縦19センチ×横549センチに及ぶ長いもので、12枚の切紙は継いだものであり、城建家坪数、城の高サなど30数項目ごとに回答をしている。別紙帳面で差出す文書については、その旨が記されており、それが以下**史料13**から**33**までの文書・絵図である。**史料13**桑名領三ヶ年物成平均幷浮役所務覚（No.126）は、松平下総守桑名在藩期の財政的側面を示す好史料であり、本年貢の他小物成・運上・冥加など桑名藩持有の年貢体系をしることができる。**史料14**伊勢国桑名領郡村数之覚（No.127）は、下総守知行の伊勢国四郡二四一ヶ村の全村名を記したものである。**史料16**桑名城引渡役人姓

名（No.115）には、家老加藤太郎右衛門・山田内膳以下番頭、用人、奉行など一五一名の藩役人の姓名が記されている。**史料19**江戸ヨリ桑名迄道中宿泊休憩地ニ付覚（No.662）によると、使番一行の江戸より桑名までの行程が東海道八泊九日で行われ休憩を一日一ヶ所とっていたことがわかる。**史料21〜23**桑名城引渡ニ付手続書（No.658〜660）は、桑名到着以後3日間に及ぶ当地での使番の動向や両家の対応をしることのできる史料である。**史料25**城詰御用米高覚（No.129）によると、桑名城の城詰御用米は宝永8年（一七一一）には五千石たらず

表2　稲生家所蔵勢州桑名城引渡関係文書一覧　（稲生家文書目録、昭和45年県立文書館をもとに作成）

史料No.	文書番号	年　月　日	表　　題	出所→宛所	形態	寸　法 縦cm×横cm
			稲生家関係			
			A　役儀向老中、若年寄エ伺書			
1	120	文政6.3	勢州桑名城引渡御用ニ付音物伺書（文政6年3月〜11月）	稲生七郎右衛門	竪帳	24.3×17.4
2	125	文政6.4	勢州桑名城引渡御用ニ付諸伺并御届案（文政6年4月〜8月）	稲生七郎右衛門	竪帳	24.3×17.4
			B　両家留守居エ申渡書			
3	122	文政6.4.26	両家留守居エ申渡書付　全（文政6年4月〜9月）	稲生七郎右衛門	竪帳	24.3×17.4
			C　両家留守居ヨリ伺書・答書			
4	124	文政6.6	松平越中守殿方両家留守居ヨリ伺書・答書（文正6年6月〜8月）	稲生七郎右衛門	竪帳	24.3×17.4
5	121	文政6.6	松平下総守殿留守居ヨリ差出候書面七通写（文政6年6月〜8月）	松平下総守内畠山宇右衛門	竪帳	24.3×17.4
			D　その他稲生家関係			
6	123	文政6.5	勢州桑名城引渡御用ニ付代官ヨリ書面留（文政6年5月〜9月）	稲生七郎右衛門	竪帳	24.3×17.4
7	117	文政6	道中支度書付・行列道具附書		横長	12.5×34.5
8	118	文政6	松五十様御道具目録		横長	12.5×34.5
9	119	文政6	桑名城引渡御用行列附	稲生	横長	12.5×34.5
10	671	〔文政6〕	〔桑名城引渡派遣書〕		切紙	17.5×33
11	306	〔文政6〕	久能御宮拝礼ニ付文通留	稲生七郎右衛門	竪帳	23.5×16.5
			松平下総守家関係			
			E　城引渡差出文書・手続書・絵図			
12	656	文政6.8	桑名城引渡差出文書ニ付覚	松平下総守	切続紙	19×549
13	126	文政6.8	桑名領三ヶ年物成平均並浮所務覚	松平下総守	竪帳	28.3×21
14	127	文政6.8	伊勢国桑名領郡村数之覚	松平下総守	竪帳	28.3×21
15	128	文政6.8	桑名城下人別町数馬数覚	松平下総守	竪帳	28.3×21
16	115	文政6.8	桑名城引渡役人姓名	松平下総守	横長	19.5×53
17	116	文政6.8	桑名城中番所入代人数並武具員数	松平下総守	横長	19.5×53
18	657	〔文政6〕8	城絵図之覚	松平下総守	切続紙	19×226
19	662	〔文政6〕8	江戸ヨリ桑名迄道中宿泊休憩地ニ付覚	松平下総守	切続紙	19×97
20	663	〔文政6〕9.14	預置書付差出ニ付覚	稲生・大嶋→松平下総守	一紙	18×395
21	658	〔文政6〕	桑名城引渡ニ付手続書（9月26日）	松平下総守	切続紙	19×266
22	659	〔文政6〕	桑名城引渡ニ付手続書（9月27日）	松平下総守	切続紙	19×315
23	660	〔文政6〕	桑名城引渡ニ付手続書（9月28日）	松平下総守	切続紙	19×170
24	664	〔文政6〕9	桑名ヨリ御迎船書付覚	松平下総守	切続紙	16.5×117
25	129	文政6.9	城詰御用米高覚	松平下総守	竪帳	31.7×23
26	130	文政6.9	桑名領御朱印地除地寺社反畝歩寄帳	松平下総守	竪帳	31.7×23
27	131	文政6	家来鎗印並惣人数合印	松平下総守	竪帳	31.7×23

であったのが、寛政4年（一七九二）以降は一万石が備えられていたことがわかる。**史料33**桑名城下絵図（No.772・773）は当時の桑名城下の地勢や町割の様子を伝える好史料である。

Fその他松平下総守家関係

史料No.	文書番号	年　月　日	表　　題	出所→宛所	形態	寸　法 縦cm×横cm
28	665	文政6.9	〔塩硝蔵位置書付〕他同一通666	松平下総守	一紙	31.5×45.5
29	667	文政6.9	武具無ニ付覚　他同一通668	松平下総守	一紙	31.5×45.5
30	661	〔文政6〕	松平下総守家来書上	松平下総守	切続紙	19×56.5
31	770	〔文政6〕	〔桑名町番所絵図〕		舗	29.5×39.5
32	771	〔文政6〕	桑名本陣与三郎居宅絵図		舗	42×63
33	772	〔文政6〕	桑名城下絵図　他同一通773		舗	131×147
			F　その他松平下総守家関係			
34	672	文正6.8	〔桑名城引渡一件届書〕（藩内助成講）	松平下総守	切続紙	19×190
			松平越中守家関係 G　城受取差出文書			
35	111	文政6.9	伊勢国桑名城受取入替人数並武具員数之覚	松平越中守内	横長	19.5×53
36	112	文政6.9	伊勢国桑名城受取入替武具之覚　他同二冊	堀田新左衛門	横長	19.5×53
37	114	文政6.9	伊勢国桑名城請取入代人数並武具員数覚他同二冊	不破右衛門	横長	19.5×53
38	113	文政6.9	伊勢国桑名城請取役人姓名之覚　他同二冊	不破右衛門	横長	19.5×53
39	670	文政6.9.15	書物差出目録ニ付覚	松平越中守	切紙	8×51
			H　その他松平越中守家関係			
40	669	〔文政6〕	〔松平越中守家老ェ盃遣次第書〕		切紙	18×49

松平下総守家は藩財政窮乏の対応策として、助成講とよばれる農民からの借り入れを行っていた。しかし文政六年の移封により、農民たちは助成講の返済を求めたが、藩は返済せず、各村の庄屋を襲う農民一揆が発生している。この届書が**史料34**桑名城引渡一件届書（藩内助成講）（No.672）である。この届書は、若年寄をへて老中へも届けられている。（No.125参照）

(3)白河城主松平越中守家関係

G城受取差出文書

ここには、桑名城受取側、白河城主松平越中守が差出した文書をおさめた。ほとんどが受取役人・人数・武具員数に関するものである。

Hその他松平越中守関係

史料40松平越中守家老ェ盃遣次第書（No.669）は、引渡日九月二十八日城内における儀式の一例を示したものである。

以上簡単ではあるが、稲生家所蔵桑名城引渡関係文書の概要について述べてきた。次に、使番稲生正興関係文書と桑名城主松平下総守関係文書の中から、そのおもなものを一部紹介することにする。翻刻にあたっては、後掲の凡例にしたがった。

(二)〈史料〉幕府使番稲生正興関係文書

史料2　文政六年四月～伊勢国桑名城引渡御用ニ付諸伺并御届案

（No.125）

（表紙）

文政六未年
伊勢国桑名
城引渡御用ニ付
諸伺并御届案
稲生七郎右衛門

小札（若年寄京極高備）
周防守殿
（袖書）
誓詞書

御使番
[1]大嶋雲四郎
[2]長田求馬
[3]岡部右近

右誓詞被　仰付候様仕度奉存候以上
稲生七郎右衛門（正興）

四月十六日
[4]佐橋甚兵衛
[5]永井大之丞

本紙粘入半紙

小札[6]（若年寄増山正寧）
河田守殿
（袖書）
人数伺

桑名江召連候人数之覚　稲生七郎右衛門

一弓　一肩
一鑓　二本
一具足櫃　一荷
一挟箱　二ツ
一傘　一本
一馬　一疋
一侍　拾弐人
　但　用人物書共
一足軽中間　拾九人
　但　又者共
（異筆カ）
「弐人可被減候」
人数合三拾壱人
右之外雇人足ニ而罷越候以上

四月十一日
高千五百石
稲生七郎右衛門

右粘入半切

小札
河内守殿

人数伺例書　稲生七郎右衛門

（一八一七）
文化十四丑年十月廿日稲垣兵庫、松田靭負、[7]陸奥国棚倉城引渡御用

被　仰付候節、左之通人数伺、小笠原近江守（貞温）(8)殿江差上御附札ニ而、
伺之通相済申候
召連人数弐拾六人　（高千石）稲垣兵庫
但御扶持方弐拾四人
召連候人数弐拾六人　（高千百五拾石）松田靭負
但御扶持方弐拾五人
右之通御座候以上
五月十一日　稲生七郎右衛門
紙前同断
（小札）河内守殿
人数伺
桑名江召連候人数之覚　大嶋雲四郎
一弓　壱　肩
一鑓　弐　本
一具足櫃　壱　荷
一挾　箱　二　ツ
一傘　一　本
一馬　一　疋
一侍　拾弐人
但　用人物書共
一足軽中間　二十三人
但　又者共

人数合三拾五人
（異筆カ）「四人減可被下候」
右之外雇人足ニ而罷越候以上
五月十一日　（高弐千石）大嶋雲四郎
（小札）(9)（若年寄田沼意正）玄蕃頭殿
引渡定日伺書　稲生七郎右衛門
覚　大嶋雲四郎
伊勢国桑名城引渡定日
九月廿八日
（異筆カ）「可為伺之通候」
右松平越中守請取可申候　松平下総守江申合候段、双方ゟ申越候
右之段弥可申渡候哉奉伺候以上
七月廿七日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎
(10)（老中格水野忠成）出羽守殿
引渡定日御届
伊勢国桑名城請取渡定日田沼玄蕃殿江相伺九月廿八日相極申候、松平越中守、松平下総守江其段申達候、依之御届申上候以上
八月三日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

(11)（老中格植村家長）
駿河守殿

引渡定日御届

伊勢国桑名城引渡定日田沼玄蕃頭殿江相伺九月廿八日相極申候、松平越中守、松平下総守江其段申達候、依之御届申上候以上

八月三日　稲生七郎右衛門
　大嶋雲四郎

（袖書）
桑名城引渡ニ付御暇願書　稲生七郎右衛門
　大嶋雲四郎

私共伊勢国桑名江九月十七日発足仕候ニ付、御序次第御暇被下置候様仕度奉願候以上

八月十一日　稲生七郎右衛門
　大嶋雲四郎

駿河守殿

（袖書）
休御届書

伊勢国桑名江之御暇被下置候ニ付、今日ゟ相休申候、依之御届申上候以上

八月十五日　稲生七郎右衛門

御暇相済
（袖書）
伺書

（朱書）
「右伺書九月三日河内守殿被成下附札、立阿弥ヲ以御下被成詰番ゟ達来ル」

覚

一御黒印　御下知状御渡被成候ハヽ、先格之通於桑名高札建可申哉之事　（異筆カ）「可為先格之通候」

一桑名到着翌日城内外見分仕、双方家来江申渡、其翌日城引渡相済同日私共発足可仕哉之事

一宿継御証文弐枚程御渡被成下候様仕度奉存候事
（異筆カ）「令承知候」

一桑名城絵図帰府之節差上可申哉之事
（異筆カ）「可為先格之通候」

一桑名城引渡日限相伺候通九月廿八日相極申候、依之道中十日之積ニ而来ル十七日爰元発足可仕奉存候、其前御用被　仰付候様仕度奉存候事　（異筆カ）「来ル十四日御城江可被罷出候」

一右定日相極候得共私共道中川留等ニ而桑名参着遅滞仕候ハヽ、其段桑名江申遣、彼地江参着次第、定日引替引渡可申哉之事
（異筆カ）「令承知候」

一城引渡定日若引替候共、其段注進不仕引渡相済候以後可申上哉之事　（異筆カ）「可為先格之通候」

一道中筋ニ而為伺御機嫌罷出候面々江御機嫌宜段可申聞哉之事
（異筆カ）「可為此通候」

一私共之内道中幷於桑名表壱人病気ニ而御用難相勤御座候者、其節

壱人ニ而引渡可申哉、左候ハヽ、引渡候而注進之節も一名ニ而可申
上哉之事　（異筆カ）「可為此通候」
右之通奉伺候以上

九月朔日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

前文之節伺之通相心得可申旨　稲生七郎右衛門
被仰渡奉畏候　大嶋雲四郎

九月四日

（朱書）「右伺書九月三日河内守殿立阿弥ヲ以御下ケニ被成候間、詰番ゟ達
来ル同四日到承附候、同人江立阿弥ヲ以差上ル」
稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

覚

一前々城引渡為御用罷越候節、道中在留中音物相送候由及承候、此
度茂若音物等相送候ハヽ、少分之儀者受用可仕心得ニ罷在候、尤
帰府之節右品々書付ヲ以申上候様可仕候哉、此段奉伺候以上

九月朔日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

久能 御宮拝礼仕度奉願候書付	稲生七郎右衛門 大嶋雲四郎

（朱書）「右願九月三日河内守殿被成御附札、立阿弥ヲ以御下ケ詰番ゟ達来候
翌四日為御礼河内守殿江斗罷越」
私共伊勢国桑名城引渡御用相仕舞帰府之節、可相成儀ニ御座候者、
久能　御宮江拝礼仕度奉願候、尤道中日数相延候儀無御座候以上
（異筆カ）「可為願之通候」

九月朔日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

桑名城引渡帰府御目見願　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎
私共御序次第帰府之　御目見被仰付候様仕度奉願候以上
十月八日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

（袖書）桑名城引渡帰休御届書　稲生七郎右衛門
桑名城引渡帰休十日　十月九日ゟ同十八日迄
右之通明九日ゟ先格之通相休申候、依之御届申上候以上
十月八日　稲生七郎右衛門

（袖書）旅御扶持方願

私共儀桑名城引渡御用被　仰付、去月十七日爰元発足昨七日帰府仕
候、依之上下日数廿一日之積、先格之通御扶持方被下置候様奉願候
以上

十月八日　千五百石 稲生七郎右衛門
二千石 大嶋雲四郎

駿河守殿　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

申上置候書付

伊勢国桑名領村々庄屋共之内取扱向不宜儀在之哉、遺恨ニ存百姓共
大勢所々江寄集り騒々敷桑名表ゟ申越候旨、其段水出羽守殿江御届
申上候由、右届書相添松平下総守方ゟ申越候、依之別紙届書写相添
此段申上置候以上

八月十七日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

届書写

私元領分勢州桑名先年難渋之村々為助成仕法相立積金致し置、右積
金借用罷在候庄屋共之内不埒之者共茂有之、引負之侭欠落仕候者茂
有之候ニ付、右之分者別段仕法相立一統割渡方済ニ相成候様取斗有
之候処、此度所替被　仰付候付而者以後之處取扱向行届申間敷存候
哉ニ而、何卒此度片付呉候様申出候得共、中途之儀貸附取立方出来
兼、且前書庄屋共引負之分償方仕法中ニ付、当時割合候ニ而者金高
不足之趣申聞候處、金高不足致し候ニ而茂往々安心致し候様仕度旨
申立候者、多分有之候付、申旨ニ任割渡之趣ニ申聞候由、然處小前
之者共之内右不足金之分領主之為ニ相成候儀ニ候得者其儀者申分無
之候得共、悪庄屋共引負徳分ニ致し候様之儀者心外ニ候旨申立、当
月上旬頃ゟ吟味之儀願出候村方茂有之候付、代官共訳合申聞相喩シ
候處、納得致し引取候得共、悪党共不足金之儀者代官共茂庄屋共与
馴合取斗候哉ニ小前之者共江色々浮説申勧メ候付、又候小前之者共
疑心を生シ大勢所々江寄集村方に寄庄屋共居宅等踏荒シ、領内村々
之内騒々敷様子ニ而恐入候儀ニ付、追々人数手当等申付置、其筋役
人共差出利解申聞取鎮候様申付置候得共、万一此上不法狼藉等之儀
有之節者、飛道具相用候心得ニ御座候、右之趣桑名表ゟ申越候付、
先此段御届申上候以上

八月十五日　松平下総守

御届　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

去ル十七日植村駿河守殿江申上置候、松平下総守元領分伊勢国桑名
表村々百姓共騒々敷趣ニ御座候処、其後追々利解申聞承伏仕、此節
相鎮り候ニ付右之段水羽守殿江御届申上候旨、右届書相添下総守方
ゟ申越候、依之別紙届書写相添此段御届申上候以上

八月十九日　稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

届書写

稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

私元領分勢州桑名村々百姓共疑心を以村々庄屋共之内江遣恨相含大勢寄集居宅等踏荒シ領分村々騒々敷御座候、追此間御届申上置候処其後追々其筋役人共差出為取鎮候得共、元領知之儀ニ付可成丈穏便ニ取鎮可申積ニ而利解申聞、精々相諭シ追々承伏仕候折柄、松下内匠手代共桑名領騒々敷候付而、内匠支配所茂同様之趣相聞候由ニ而罷越候処、支配所者別条無之由ニ而私元領分村々騒々敷由承城下江罷越不苦候を罷出相制シ可申哉之段申聞候付、前書之通穏便ニ取鎮申度折柄ニ付、則手代共相頼利解申聞候様一同承伏仕候而取鎮リ去ル十日引渡申候段、桑名表ゟ申越候此段御届申上候已上

八月十八日　松平下総守

註

(1) 使番。桑名城引渡上使。禄高二〇〇〇石の旗本。
(2) 同。忍城引渡上使。
(3) 同。白河城引渡上使。
(4) 同。忍城引渡上使。
(5) 同。白河城引渡上使。
(6) 増山河内守正寧。若年寄（文政5～天保13）伊勢国長島藩主。
(7) 文化一四年奥州棚倉藩主小笠原長昌（6万石）が肥前国唐津藩へ、替わりに遠州浜松より井上正甫（5万石）が入封。
(8) 小笠原近江守貞温。若年寄（文化2～文政5）豊前国千束藩主。
(9) 田沼玄蕃頭意正。若年寄（文政2～文政8）遠江国相良藩主。
(10) 水野出羽守忠成。老中格（文政元～天保5）駿河国沼津藩主。
(11) 植村駿河守家長。老中格（文政8～文政9）大和国高取藩主。

史料3　文政六年四月両家留守居ェ申渡書付　全（No.122）

（表紙）

両家留守居江申渡書付　全
稲生七郎右衛門

松平下総守家来江申渡書付

覚

一桑名之城引渡日限之儀松平越中守殿家来与申談相究次第日限両日程書付可差出候、其上ニ而定日可申渡候事
一城引渡惣役人中之姓名之事
一御家来鑓印并惣人数相印之事
一桑名之城絵図控共弐枚可差出候事
　但　同荒増之絵図麁紙御認弐枚可差出被候、拙者共控ニ致候
一城内住居絵図弐枚可被差出候事
一城建家坪数城地何町四方在之哉之事
一城之高サ之事
一堀之深サ同幅之事
一弓鉄砲挾間数之事
一代々城主之事
一城築誰ニ候哉之事
附　縄張リ之事

一城内侍屋敷并足軽屋敷数之事
　但　右屋敷ニ附在之候戸障子畳等相改、張紙被致置其写帳面ニ
記可被差出候事
一城下侍屋敷并足軽屋敷数之事
一堀廻り町数并城内井戸数之事
一厩数并馬数之事
一城下人別町数牛馬数之事
一城附武具并城米在之哉之事
　但　是者竪帳ニ被致年号月日認武具帳城米帳弐冊被致袋入控共
　　弐冊宛都合四冊可被差出候事
一塩硝員数之事
一城中番所入代り人数并武具員数之事
一入代り番所何方何与申所候哉之事
一御関所又者御自分関所并口留津番留所之類無之哉、且城下近辺江
之道法之事
一従江戸道中日数道法泊休附之事
一桑名領三ヶ年物成平均并浮所務有之哉之事
一同郡村数之事
一於桑名領従　公儀被建置候制札并御法度書有之哉之事
一御朱印地之寺社并除地寺社之事
一公儀ゟ伝馬等借無之哉之事
　船着有之哉之事
　附　船数之事
一巣鷹山有之哉之事
一御知行所外之国ニ茂有之哉之事
一切支丹類族無之哉之事
一御親類中江分地無之哉之事
一御預ヶ人無之哉之事
一公儀囚人并牢舎立者無之哉之事
一地士并狼人等無之哉之事
右之通書付可被差出候以上
　四月廿六日　　稲生七郎右衛門
　　　　　　　　大嶋雲四郎

　城絵図之覚
一城下ゟ東西南北他領方角道法之事
一櫓数門数之事
一色分之事
一寺之院号寺号之事
一町之名之事
一札場之事
　但　絵図之内江可被相認候事
一追手ゟ町迄道法之事
一城ゟ領分境迄道法之事

以　上

四月廿六日　　稲生七郎右衛門

　　　　　　　大嶋雲四郎

桑名城引渡定日

九月廿八日

右之通相究候間、松平越中守殿家来衆与可被申合候、尤定日相究候
段、明日御老中方江申上候間、其心得可有之候以上

八月二日　　稲生七郎右衛門

　　　　　　大嶋雲四郎

発足前留守居江相渡候書付　右書面八月十五日手紙ニ遣ス

覚

一不及申候得共山林竹木荒シ不申候様御申付可有之候事
一不依何事被承合候儀有之候ハヽ、於当地可被申聞候、桑名ニ而被
申聞候而者事ニ寄相支申儀茂可有之候事
一拙者共当地九月十七日令発足道中十日之積リ、同廿六日桑名江可
到着候事
一城引渡定日九月廿八日与相極候得共、道中差支ニ而桑名江参着遅
滞候ハヽ、其段桑名江申遣彼地江参着次第定日引替可申之事
一拙者共桑名逗留中旅宿程近ニ罷在可致候、侍屋敷ニ而茂町屋敷ニ
而茂勝手次第御申付可有之候事
但　普請者不及申畳表替等茂無用之事
右之通可被相心得候以上

八月十五日　　稲生七郎右衛門

　　　　　　　大嶋雲四郎

桑名到着之日於旅宿

家老衆江面会之節相渡候書付　右書面八月十五日手紙ニ而遣ス

覚

一御黒印御下知状之趣認候高札相渡候間、追手札場江建置、尤其段
可被相触候、城見分以後為引旅宿江可被差越候事
一万端松平越中守殿家来衆与能々被申合、人数込合不申候様諸事被
入念尤火之元之儀堅く御申付可有之候事
一明廿七日六半時城内致見分候間案内可被致候、夫ゟ城外致巡見候
間、案内之者可被差出候事
一見分相済候以後双方被申合、苫間敷分者勝手次第請取渡可有之候
城附武具蔵等茂被致合封置、引渡之朝者封印立侭請取渡手廻し能
様可被致候事
一城引渡之儀明後廿八日朝六時可罷出候間、双方人数支度出来候
ハヽ案内可有之候事
一城中掃除等被入念候様可被申付候事
一城引渡相済候ハヽ注進状越中守殿家来衆江相渡候ニ付、右家来衆
所不案内可有之候間、各方ゟ茂能々可被申談候事
右之通可被相心得候以上

九月廿六日

稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

松平越中守家来江申渡書付

覚

一桑名之城被請取候日限松平下総守殿家来衆被申合相極次第日限両
日程書付可被差出候、其上ニ而定日相極メ可申渡候事
一桑名之城被請取候惣役人中姓名書付可被差出候、入代リ之節武具
并人数書付可被差出候事
一御家来鑓印并惣人数相印書付可被差出候事
一唯今迄御預ケ人無之哉書付可被差出候事
一引渡前先達而桑名江御家来衆被差越候ハヽ、其前方為御知可有之
候事
右之通可被相心得候以上

四月廿六日

稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

史料10　桑名城引渡派遣書（No.671）

稲生七郎右衛門
大嶋雲四郎

伊勢国桑名城為引渡被差遣之

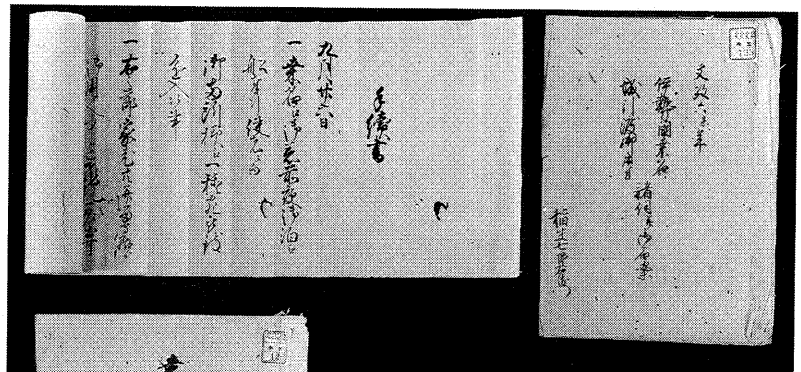

写真1　稲生家所蔵桑名城引渡関係文書　上左No.658、同右No.125
下左No.126、同右No.671

史料9　文政六年桑名城引渡御用行列附（No.119）

（表紙）

桑名城引渡御用行列附

稲生

小田原○宰領壱人（木綿羽織　台弓持手遣兼）　小田原○　御高張　壱人（木綿法皮）

御具足　弐人（木綿法皮）　御台弓　壱人　（小紋木綿羽織）御高張　壱　人

御徒　（手笠人）○御箱挑灯　壱人（木綿法皮）　御近習御中小姓

御徒　御持鑓　○御丸挑灯　御挾箱　壱人

御徒　御乗物　○御挾挑灯　壱人

御徒　御持鑓　○御丸挑灯　御挾箱　壱人

○御箱挑灯　壱人　御近習御中小姓

御草履取（手笠人）　御馬之口　小田原○　木綿法皮

○箱挑灯　壱人　御馬（木綿法皮）　御　両　掛　壱人

御長柄持　御馬之口

小田原○　小田原弐つ○　○木綿法皮

沓籠　壱人　長持　弐人　合　羽　籠　二荷

木綿法皮

小田原二　○　○　弓張○　小田原○　草り取

弐人竹馬　弐荷弐人　押　壱人　御用人　駕籠　三人

木綿法皮　若党　長持宰領兼

小田原○　小田原○　草り取

鑓　壱人　両掛　壱人　御給人駕籠　三人　鑓　壱人

若党

小田原　小田原挑灯数十六

小田原○一　○　草り取　小田原○

乗掛　三疋　御用人駕籠　三人　両掛　壱人

○　若党

徒　鑓　侍　侍　侍　箱　草履取
徒　乗物
徒　鑓　侍　侍　侍　箱　長柄持

馬之口　浅馬　押　両掛　合羽箱　合羽箱
馬之口

用人　若党　鑓　箱　草履取　両掛
給人　若党　鑓　草履取

註　破線～破線の間が一行列で右から左へ行列は一列に続く。

㈢〈史料〉桑名城主松平下総守忠堯城引渡関係文書

史料13　文政六年八月桑名領三ヶ年物成平均并浮所務覚（No.126）

（表紙）

桑名領三ヶ年物成平均并浮所務覚 松平下総守[1]（忠堯）

覚

伊勢国
桑名郡[2]
員弁郡[3]
朝明郡[4]
三重郡[5]

一高拾弐万四百八石四斗壱升四合
辰ゟ午迄三ヶ年平均
此物成米四万七千五百弐拾壱石八斗五合七勺
外
一高弐拾壱石九斗五升壱合　見取場
此取米弐石九斗九升三合
一田畑百拾五町八反九畝廿六歩　右同断
此取米百九拾四石壱斗三升七合
一米千四百五拾七石八斗弐升四合　役米
一米弐拾八石弐斗三升　川役米
一米四拾弐石　市役米
一米百四拾八石壱斗三升三合　塩役米
一米拾六石　浦役米
一米拾弐石　船役米
一米弐石　湊役米
一銀五拾七匁五分　池役
一丁銭九百六拾文　池役
一銀九拾八匁　川役

一銭丁四百八拾文　川役
一銀四貫三百七拾五匁五分　網役
一銀百匁　小網役
一銀百七拾四匁六分七厘　鉄砲役
一丁銭四貫八百文　簀引役
一金四百五拾両　地子金
一米千四百弐拾八石七斗壱升八合　口米
一米千三百三拾壱石弐斗五升三合　夫米
一米四百三拾九石壱斗三升　山手米
一米九斗五升　紺屋灰札運上
一米壱石弐斗六升五合　井料米
一米弐石五斗　葭嶋運上
一米三石弐斗　水間米
一金三百六拾五両三分ト三拾六匁　夫金
　五分三厘
一銀拾六貫七百弐拾九匁七分弐厘　草代
一銀百四拾八匁　茶代
一丁銭四百三拾四貫四百九拾五文　茶代
一金五拾両　葭運上
一銀三百拾五匁五分五厘　葭運上
一丁銭壱貫百弐拾九文　葭運上
一丁銭四百八拾文　小屋敷地代

一米三拾八石八斗壱升六合　冥加米
一銀五百九拾匁七分三厘　水車冥加
一金五両　留池冥加
一丁銭五百七拾六文　薪置場敷地代
一丁銭四百八拾文　材木置場敷地代
一丁銭三百五拾文　作車場運上
一銀七匁五分　堀田運上
一丁銭百九拾弐文　池運上
一金弐分ト三拾五匁　石灰運上
一塩弐拾石　塩運上
　代金三両ト六匁五分壱厘
一銀三百五匁　紺屋運上
一丁銭百弐拾四貫八百文　裏山金木運上
一米拾壱石三斗七升六合　町方冥加
一金八拾五両弐分弐朱　右同断
一銀三百弐拾三匁七分五厘五毛　右同断
一丁銭弐拾壱貫六拾七文　右同断
一九寸竹拾本　右同断
一土砂八百拾荷　右同断
一米三千九百四拾四石五斗壱升三合　延米
一丁銭百拾弐貫五百四拾四文　年頭礼銭
一金五拾四両弐分弐朱

銀弐拾壱匁壱分五厘　浮役諸代納
丁銭六拾六貫九百弐拾弐文
一林弐千七百八拾五町三反四畝拾弐歩　弐百拾壱ヶ所
一渋柿弐百三拾五石弐斗七升
内拾七石五斗　正納
弐百拾七石七斗七升　代銀納
此代銀壱貫八拾八匁八分五厘
一草藁七万五千百四束三分
内五万四千八拾壱束九分弐厘　正納
弐万千弐拾弐束三分八厘　代銀納
此代銀三貫三匁弐分壱厘
一勝藁五千六百三拾三束五分
内千九百四束　正納
三千七百弐拾九束五分　代銭納
此代丁銭五拾弐貫弐百拾弐文
一弐三寸竹九百三拾六束七分五厘
内六百七拾七束八分七厘五毛　正納
弐百五拾八束八分六厘五毛　代銭納
此代丁銭弐拾五貫八百八拾八文
一弐三寸竹百八拾本　正納
一葉附弐三寸竹六拾三本　正納
一数竹七百七拾壱本　正納
一葉附数竹三本　正納
一竹箒五百弐拾六本
内弐百拾九本　正納
三百七本　代銭納
此代丁銭弐貫七百五拾三文
一松葉壱万弐百束
内七千七百束　正納
弐千五百束　代銭納
此代丁銭四拾五貫文
一太縄拾束　正納
一中縄百三拾束九把　正納
一細縄五拾八束　正納
一菖蒲三束　正納
一蓬三束　正納
一門松千三百八本　正納
一譲葉五拾四束　正納
一藪柑子六束　正納
一茱萸木六束　正納
一柊弐拾四束　正納
右之通伊勢国之内桑名領取来候、高物成三ヶ年平均并小物成山林
浮役等書面之通御座候以上
文政六癸未年八月　松平下総守

註

(1) 松平下総守忠堯（ただたか）（一八〇一～六四）文政4年（一八二一）家督をつぎ勢州桑名城主となり下総守と改めた。同6年、阿部家のあとをうけて武州忍城へ転封となり10万石を領した。以後忠誠まで4代忍城主となった。

(2) 伊勢国13郡の1つ。伊勢国北部に位置し、東南は伊勢湾に面し西北の養老山地南端多度山以外は木曽、長良、揖斐3川の広大な三角州地帯。

(3) いなべぐん。伊勢国13郡の1つ。

(4)(5) 伊勢国13郡の1つ。

史料33　文政六年桑名城下絵図（No.772）写真2参照

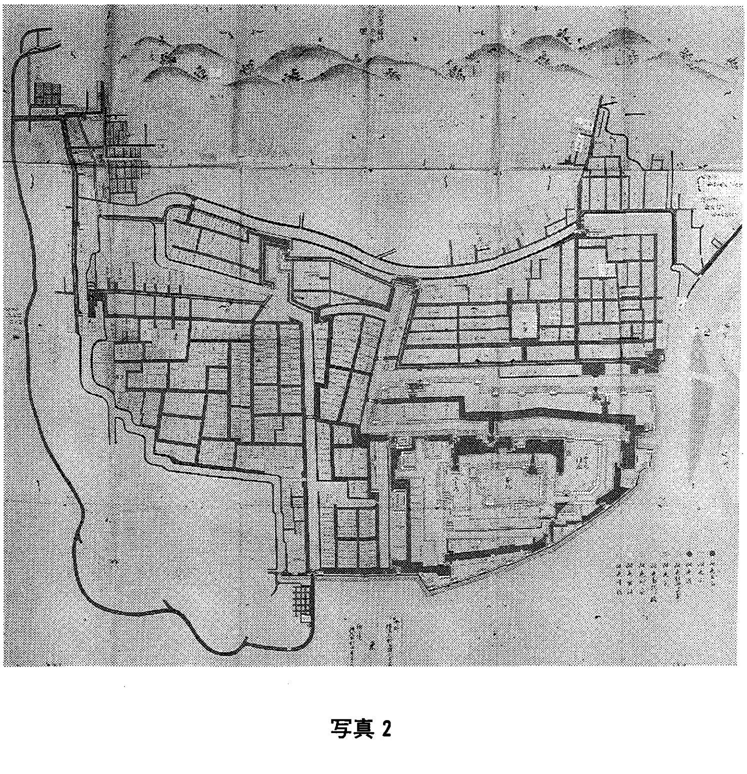

写真2

史料19　文政六年八月　江戸ヨリ桑名迄道中宿泊休憩地ニ付覚（No.662）

覚

江戸ゟ勢州桑名迄八泊九日振

戸塚[1]泊　川崎ゟ六里

　川崎休　江戸ゟ四里半

小田原泊　大磯ゟ四里

　大磯[2]休　戸塚ゟ六里九丁

　箱根休　小田原ゟ四里八丁

沼津泊　箱根ゟ五里拾丁

　吉原[3]休　沼津ゟ四里半六丁

江尻[4]泊　吉原ゟ六里壱丁

　岡部[5]休　江尻ゟ六里拾六丁

金谷[6]泊　岡部ゟ四里半拾六丁

　見附[7]休　金谷ゟ七里拾五丁

濱松泊　見附ゟ四里七丁

　荒井[8]休　浜松ゟ三里半拾二丁

赤坂[9]泊　荒井ゟ七里半八丁

　池鯉鮒[10]休　赤坂ゟ七里半九丁

宮[11]泊　池鯉鮒ゟ四里半七丁

　桑名着　宮ゟ海上七里

右之通御座候以上

八月　　松平下総守

註

(1) 東海道宿駅の一つ。現在の神奈川県横浜市戸塚区。
(2) 同。現在の神奈川県中郡大磯町。
(3) 同。現在の静岡県富士市。
(4) 同。現在の静岡県清水市。
(5) 同。現在の静岡県志太郡岡部町。
(6) 同。現在の静岡県榛原郡金谷町。
(7) 同。現在の静岡県磐田市。
(8) 同。現在の静岡県浜名郡新居町。
(9) 同。現在の愛知県宝飾郡音羽町。
(10) 同。現在の愛知県知立市。
(11) 同。現在の愛知県名古屋市、熱田区。

史料21　文政六年桑名城引渡ニ付手続書（9月26日）（No.658）

手続書

九月廿六日

一桑名江御着前夜御泊江船[1]奉行使者ニ而　御両所様江一礼宛被致進入候事

一右之節家老共并留守居ゟ御用人中迄飛札差出可申事

一御着日御船中江船奉行使者ニ而麁末之御弁当差上可申候、其節御家来中江茂進被申候事

一御両所様御着之節、所々江御馳走出役之者差出、且宮作屋之内江
為御迎船奉行之者差出御着之砌、川口御船場江[2]家老[3]番頭[4]用人[5]町奉
行[6]留守居[7]郡奉行御馳走懸り使番役之者差出候事
一御両所様船場町御旅宿江被遊御着候上　御銘々様江以使者一礼宛
被致進入候事
一御旅宿江家老用人町奉行郡奉行留守居同道仕、御着之御欽御機嫌
伺参上仕候事
一御両所様江留守居罷出御用人中迄懸御目、家中屋敷建具帳并前日
引渡之ヶ所伺書差出可申哉之事
　但　此伺書文化之度小笠原主殿殿(長昌)棚倉御引渡之節、不被差出候
　付、此度茂不被差出心得ニ御座候事
一御両所様ゟ家老共江　御連名之御剪紙被成下候者、右御請書差出
候上家老共七郎右衛門様御旅宿江参上可仕、尤御高札御渡ニ而可
有御座奉存候付、左之者共茂御旅宿江参上可仕候

用人

町奉行

留守居

御列座ニ而双方家老御呼出御書付壱通宛御渡可有御座、松平越中
守殿家老退去之節此方家老江御高札御渡可有御座、其節御用人中
御差図有之候者留守居御差図之通取斗可申候、且又留守居両人罷
出御高札御次江持出越中守殿家老一所ニ而拝見仕、御高札為写申
候、其上ニ而兼而伺置候通請取書付家老名前ニ而差出之御高札者
兼而伺相済候川口高札場江掛候而右御届留守居罷出申上之候、右
候得者御用人中御見分可有御座候事
一右御高札御文言御内々江戸ニ而伺写置申度奉存候、尤此儀者先頃
御沙汰之通相心得罷在候之事
一御旅宿江留守居罷出御料理進上被致候旨申上、尤御馳走人相詰候
間、宜御時刻御差図可被下候事
　但　此度も御給仕御断ニ付不差出心得罷在候事
一御料理半御中酒差上候節、家老用人御挨拶罷出御盃被下候哉、其
節留守居御取持罷出候返盃御肴茂差上候様被仰候者差上可申候事
　但　此御盃被下候儀、文化之度者不被下置候旨御答御座候
一御家来中ニ茂先格之通料理進被申候事
一御夜食之節茂御馳走懸り台所之者共相詰御給仕之者茂罷出候事
一明日城御見分可被遊并御達書御渡可有御座之事
一翌朝ゟ御料理御用ニ被成候品々御支度之儀兼而申付置候之事

註

(1) 下総守家臣、辻市右衛門。
(2) 同。加藤太郎右衛門、山田内膳
(3) 同。伊藤市郎兵衛、奥平宗右衛門。
(4) 同。土方慰右衛門、藪田七郎兵衛。
(5) 同。萩野津右衛門。
(6) 同。鼻山宇右衛門。
(7) 同。和田孫兵衛、足助軍内。

史料22　文政六年桑名城引渡ニ付手続書（9月27日）（No.659）

手続書
九月廿七日
一御目覚為伺機嫌留守居罷出可申候
一御内見分ニ付所々出役之者罷出候事
一城内諸番所人数之儀平日之通御座候、御通リ之節者役方之者、其
番所前江罷出平伏仕候事
一御内見分之節　御両所様出宅御案内御旅館江留守居罷出候、家老
番頭用人南追手門南側江御出迎同所橋外江御案内申上候、留守居
控罷在目付茂同様御出迎申上、夫ゟ御先立仕、鐘之門太鼓通リ本
来御見分夫ゟ冠木門玄関御上リ書院上之間江御着座御菓子御酒等
差上候、夫ゟ廊下住居向御見分如元廊下通リ玄関ゟ冠木門太鼓通
リ御戻リ二ノ丸御見分夫ゟ桜門通リ吉三丸御用米蔵御見分、右相
済此所ニ而侍屋敷御用人中見分、右之節普請奉行案内仕候　御
両所様ニ者高場末門ゟ高場茶屋ニ而御休息、夫ゟ原田門掛作門通
リ内朝日丸武笠蔵御見分、右相済掛作門之方江御戻リ同所ニ而家（貼紙）「掛作門ニ而家老引取候様被申達候事」
老用人共引取候様被仰聞候ニ付御暇乞申上、夫ゟ稲荷門二階門船
入門脇通リ北追手門ゟ　御帰館留守居目付普請奉行醫師同所迄御
送リ申上候
一御帰館後御見分被遊候為伺御機嫌家老番頭用人町奉行留守居同道
仕可申候、右御断ニ候共醫師為伺御機嫌参上之事（貼紙）「右断之事」
一右相済今日相渡不苦候場所不残相渡可申候、当日ニ者手廻能様ニ
立合封印改ニ而相済せ諸事先格之通可仕候哉之事

右相済候得者双方留守居申合内請取渡無滞相済候之段御届仕候事
一御剪紙被成下家老共被召呼明日何時城御請取之御達可有御座并御（貼紙）「廿六日書面ニ而申渡し候間別段不申達候事」
高札返上仕候様可被仰渡之事
一左之伺書差上候事
覚
一三之丸鵜之首ゟ北之方ニ下総守人数溜置段之繰出退出可仕候哉之事（貼紙）「建場絵図ニ而承知致候間別段伺ニ不及候」
一松平越中守殿人数三之丸鵜之首ゟ南之方ニ溜可申旨越中守殿役人
江申合弥左様可仕候哉之事
九月廿七日　家老名
一城入替相済候注進江戸表下総守方江申遣御用番様江御届申上候、
尤宿繼（継）御注進御状ゟ先江不罷越候様ニ飛脚之者江堅申付候、就夫
御注進御状ニ者廿八日城請取渡相済候之刻限何時与被遊候哉、又
者文化之度之通今朝与御認被遊候哉、御内々承知仕度奉存候、松
平越中守殿家老与申合刻限之儀江戸江申遣候事（貼紙）「今朝与認候事」

史料23　文政六年桑名城引渡ニ付手続書（9月28日）（No.660）
（端裏書）下総守ゟ九月廿八日手続書
手続書
九月廿八日
一御目覚為伺御機嫌留守居御旅宿江参上仕候事
一双方人数相揃候段　御両所様江御案内留守居罷出申上候事
一越中守殿人数立揃南追手前ニ罷在候御乗物見懸候節、越中守殿家

老共平伏仕候得者、直ニ御跡江引続城入仕候様御差図可有御座候之事
一下総守家老番頭用人共南追手門内迄為迎罷出同所ゟ目付御案内申上候事
一書院上之間江御着座被遊候
　但　御下知状者前日之通相心得罷在候事
一右之節留守居罷出御挨拶申上之家老御呼出江戸ゟ之口上申上、勝手次第請取度始候様可被仰渡哉之事
一双方家老共江当城之儀越中守殿江御渡被成候之旨被仰渡御座候哉之事
一諸番所請取渡相済候之儀双方家老共申上候得者、下総守家老共宜早退出候様ニ与被仰渡可有御座之事
一夫ゟ下総守人数北追手門ゟ引取申候
一御旅館江家老番頭用人留守居同道参上仕、人数引拂候御届且又御暇乞罷出候事

まとめにかえて

以上、拙稿ではあるが、本館に寄託されている稲生家所蔵桑名城引渡関係文書を通して、本県になじみのある忍城主松平下総守（文政六年忍転封以前は桑名城主）、旗本稲生家の江戸後期における史料の一端を紹介してきた。今回紹介した史料を今後尚検討することにより、次の3点を明らかにすることができると思う。㈠近世後期若年寄配下使番を通しての江戸[1]幕府職制・勤役の一端について、㈡藩政史料の乏しい松平下総守家の桑名在藩時の支配の一端について、㈢近世後期、城引渡側の大名引渡文書としての歴史学的（幕藩体制における譜代大名の位置づけとして）[2]古文書学的考察についてである。これらの分析については、今後の課題としていきたいと思っている。ただ今回の史料紹介から、現時点のまとめとして次の3点をあげておきたい。㈠幕政の一環としての譜代大名（今回とりあげた史料が上級譜代大名の転封であることから）の転封における城引渡の監理は、若年寄配下使番が幕府上使として執行した。城引渡定日は、城引渡・受取側両家相談の上、若年寄の許可をもって決定し、使番は老中へも報告している。その他城引渡に関する諸準備は、老中・若年寄↕使番↕両家留守居の間で伺書・届書・答書・手続書といった文書のやりとりを通してすすめられた。㈡（譜代）大名の転封における城引渡文書としては、その城や藩領の軍事的財政的機能を示す文書が中心にあげられる。それらの項目は30数項目にわたっているが、近世後期（譜代）大名の転封における城引渡においては、今回とりあげた桑名城以外の場合においても作成・提出されていたと思われる。㈢以上のような城引渡監理を通して、幕府は軍役基盤としての（譜代）大名領及び軍事的拠点としての城を、公儀権力として掌握していたとみることができる。最後に、各位の御教示、御鞭撻を頂ければ幸いです。

註

(1) 北島正元『日本古文書学講座6近世編1江戸幕府文書(職制・勤役)』雄山閣参照

(2) 松尾美恵子は『同藩政文書(奉公)』の中で近世中期天和元年(一六八一)の越後高田城請取の一件記録(富山県立図書館蔵)から幕藩間にかわされた文書(老中奉書・黒印条目・注進状など)の様式や内容についての考察をしている。ただし高田城の場合は、転封ではなく改易であった。

参考文献

昭和45年近世史料所在調査報告5稲生家文書目録(県立文書館)
新編幕藩体制史の研究・藤井保編(吉川弘文館)
幕府制度史の研究・児玉幸多先生古稀記念会編(吉川弘文館)
江戸幕府役職集成・佐間良彦著(雄山閣)
日本古文書学講座6近世編I(雄山閣)
日本古文書学論集II近世I日本古文書学会編(吉川弘文館)
新編物語藩史・桑名藩(新人物往来社)
桑名市史(桑名市教育委員会)
酒井孫八郎日記・移封記(同)
武州埼玉郡忍史料拾遺三(長谷川宏編)

凡例

史料の収載にあたっては、原本を忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考え次のように処理した。

(1) 漢字は原則として常用漢字を用いたが、原本のままとしたものもある。

(2) 明らかな誤字は右傍に(ママ)、または( )で正字を示した。ただし、近世一般に慣用されているあて字は、必ずしも改めなかった。

(3) 片仮名はそのまま使用し、変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞等の者(は)、江(え)、而(て)、与(と)、茂(も)及び頻出する候、ゟ(より)、并(ならび)等はそのままとした。

(4) 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」「〱」とした。

(5) 史料を読みやすくするために、読点及び並列点を付した。清濁、ふり仮名については、原本のままとした。ただし、ふり仮名については、煩瑣にわたるものは必要の程度にとどめた。

(6) 虫損、汚損等で判読できない文字で、字数のわかるものは□□で示した。貼紙、下札、頭書、朱書、異筆等は「 」で示し、右傍に( )でその旨を記した。

(7) 闕字は一字あけ、平出は二字あけ、または改行とした。

(8) 筆者の加えた注は( )で示した。